

大塚原運動広場の利用に関する取扱

令和4年8月吉日

施設利用の基本的な考え方

大塚原運動広場の利用については、小林市使用料条例、大塚原運動広場管理規則により定められておりますが、利用の公平性や施設管理の観点から下記の通り取り扱うものとしますので、ご理解とご協力をよろしく申し上げます。

1. 予約、申請

予約、申請については前月の21日からとなります（21日が土、日、祝日の場合は21日以降最初の平日）。ただし、行事、大会、合宿、練習試合等についてはこの限りではありません。なお、年間予約は12月から翌年2月まで申請（大会要項添付）を受け付け、3月に調整結果を通知します。

郵送申請の場合は、利用日までに許可証受領及び使用料を支払う必要があります。

手続きに要する期間を踏まえ、余裕を持って申請を行ってください。また切手を貼り宛名も記入した返信用封筒を必ず同封の上、郵送してください。なお、切手を貼り宛名も記入した返信用封筒を事前に複数枚地域振興課に送付していることを条件に、ファックス・メールでの申請も可と致します。

2. キャンセル

やむを得ずキャンセルする場合は7日前までにご連絡ください。この期間を過ぎると使用料が発生します。ただし、キャンセルの理由が荒天等利用者の責めに帰さないと認められる場合はこの限りではありません。

3. 利用者名簿の提出

令和4年4月1日より、使用料が「市内料金」と「市外料金」とに区分されます。

使用料は利用者の居住地にて算定を行います。市内料金適用の場合は任意様式でも構いませんので、申請時に利用される団体全ての名簿（氏名・年齢・居住地が確認できるもの）を添付してください。

また、利用者が利用日当日に65歳以上の場合は、申請により使用料の免除ができます（ただし市内居住者3/4以上）。

4. スポーツ少年団活動、中学校部活動の使用料

市内のスポーツ少年団活動、中学校部活動については大塚原運動広場管理規則により全額免除の対象となりますが、減免（免除）申請書の提出が必要です。また、市内の団体のみによる練習、試合等は免除となりますが、市外の団体を含む練習や試合等は有料となります。

5. 駐車場利用等について（裏面写真あり）

自家用車等を利用する際は、広場東側の専用駐車場（上段19台、下段57台）に駐車してください。広場南側の野尻町農村環境改善センター（体育館、以下、改善センター）は広場とは別の施設になりますので、駐車場を利用する際は改善センターに事前に申請してください（Tel. 0984-44-1955）。

また、利用の妨げになりますので、改善センターの入口や通路に荷物等を置かないでください。

6. 施設の利用について

- ・利用の際は許可書を持参し、目的以外に利用しないでください。
- ・施設を利用する権利は、他に譲渡できません。
- ・動物または危険物等は持ち込まないでください。

裏面あり

- ・利用時間は厳守してください（利用許可時間は準備・撤去を含めた時間です）。
- ・敷地内に絶対にゴミを捨てないください（出たゴミは必ず持ち帰ってください）。
- ・フェンス内の人工芝エリアで飲食しないでください（水分補給は可能）。
- ・敷地内は禁煙です。
- ・トイレはきれいに利用してください。団体で利用される場合は利用者側でトイレットペーパーを準備し、補充してください。
- ・音を鳴らしての応援は、近隣住民の迷惑となりますので控えてください。夜間利用も近隣住民のことを考慮したうえで、大声をあげないようにしてください。
- ・ボールがネットを越え、近隣住宅の敷地内に入った場合は、断りを入れるなど誠意ある対応をしてください。また、住宅や車などにボールを当て、損害を与えた場合は、利用者の責任のもと状況確認を行い、修繕等の対応をしてください。
※事故等が発生した場合は必ず地域振興課へ報告してください。
- ・グラウンド周辺はウォーキングコースになっています。コース上に利用者がある場合は安全に配慮してください。またウォーキングコースは車両進入禁止です。
- ・利用後は必ず原状回復に努め、施設及び機具倉庫の清掃整頓、戸締まりを行ってください。
- ・照明の消し忘れがないか確認を行い、鍵を必ず倉庫入口に備え付けてある管理箱へ返却してください。
- ・備品器具類または施設を毀損した際は利用者の負担とします。
- ・忘れ物は一切責任を負いません。
- ・許可等を受けないで物品等の販売を行わないでください。
- ・施設内には一切のポイントは打てません。またスプレーを使ったマーキングも同様です。なおバニシング・スプレー（消えるスプレー）は可能です。
- ・フェンス等への故意なボール当ては禁止です。ボール当て以外の施設毀損に繋がる行為も同様です。

7. 施設の貸出不許可について

上記1から6までの事項を遵守していないことが判明した場合、施設の貸し出しを認めないことがあります。

※大塚原運動広場専用駐車場（国道268号線、道の駅ゆ〜ぱるのじりを過ぎて約100m先を左）



（上段駐車場）



（下段駐車場）

（担当課：小林市役所野尻庁舎地域振興課）
 〒886-0292 宮崎県小林市野尻町東麓 1183-2
 TEL：0984-44-1100 FAX：0984-44-0649
 メール：n_sinkou@city.kobayashi.lg.jp